

年度初めの被扶養者手続を忘れずに

ご家族の扶養状況をご確認ください

年度の変わり目であるこの時期は、就職・退職、転居などによる**ご家族の扶養状況の変化**や、組合員の給与改定や任用形態の変更に伴う**配偶者との収入逆転**が生じることが多くあります。これらの場合は、被扶養者の認定や認定取消といった手続が必要となりますので、速やかに手続を行ってください。**手続が遅れると、医療費等の返還が生じたり、認定事由発生日からの認定ができなくなる恐れがあります。**

新年度を迎えるに当たり、改めてご家族の扶養状況の確認をお願いいたします。

「130万円の壁」への対応について

パート・アルバイトで働く方が、事業主の人手不足等の事情に伴い、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより**収入が一時的に上がった場合に、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みがあります。**詳細については、公立共済のホームページをご確認ください。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826